

『LPガス事業者賠償責任保険制度』 制度改定のご案内

2024年3月

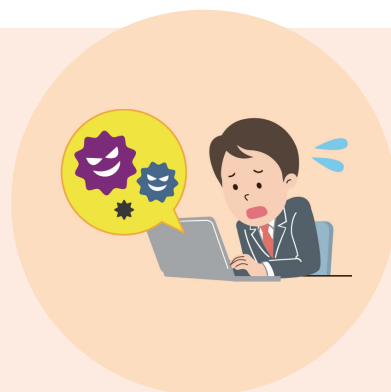
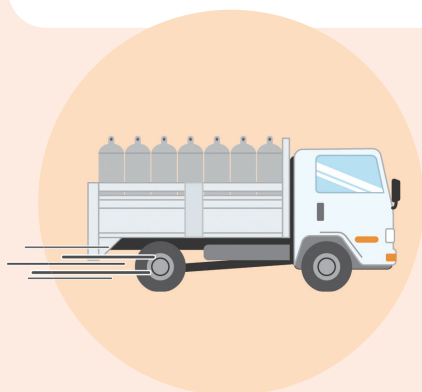
拝啓 皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

LPガス事業者賠償責任保険制度(以下、「本制度」といいます。)は、1968年「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の制定に併せて、消費者への賠償資力を確保するために創設されました。以来、関係者のご協力により、団体保険のメリットである廉価な保険料と、LPガス事故に備える手厚い補償をご提供してまいりました。

このたび、事業者が負う賠償責任の形態が多様化していること、また、LPガス消費量の漸減や昨今の物価高騰等を踏まえ、本制度の改定を行います。従前の補償に加え、保険の対象となる第三者への賠償補償の範囲を広げます。これにより、社会インフラであるLPガス事業をより強固に支えるとともに、持続的・安定的な制度として、消費者の方々が安心してLPガスをご利用いただく一助となること目指します。

以下、制度改定に伴い変更が生じる項目について、概要をご案内申し上げます。

敬具



2024年度『LPガス事業者賠償責任保険制度』

制度改定内容

改定の対象となるご契約

『LPガス事業者賠償責任保険制度(以下、LP賠)』における、
以下のすべてのご契約

- LPガス販売事業者賠償責任保険
- LPガス受託認定保安機関賠償責任保険
- LPガス配送事業者賠償責任保険
- LPガススタンド保険

拡充を予定する補償の概要

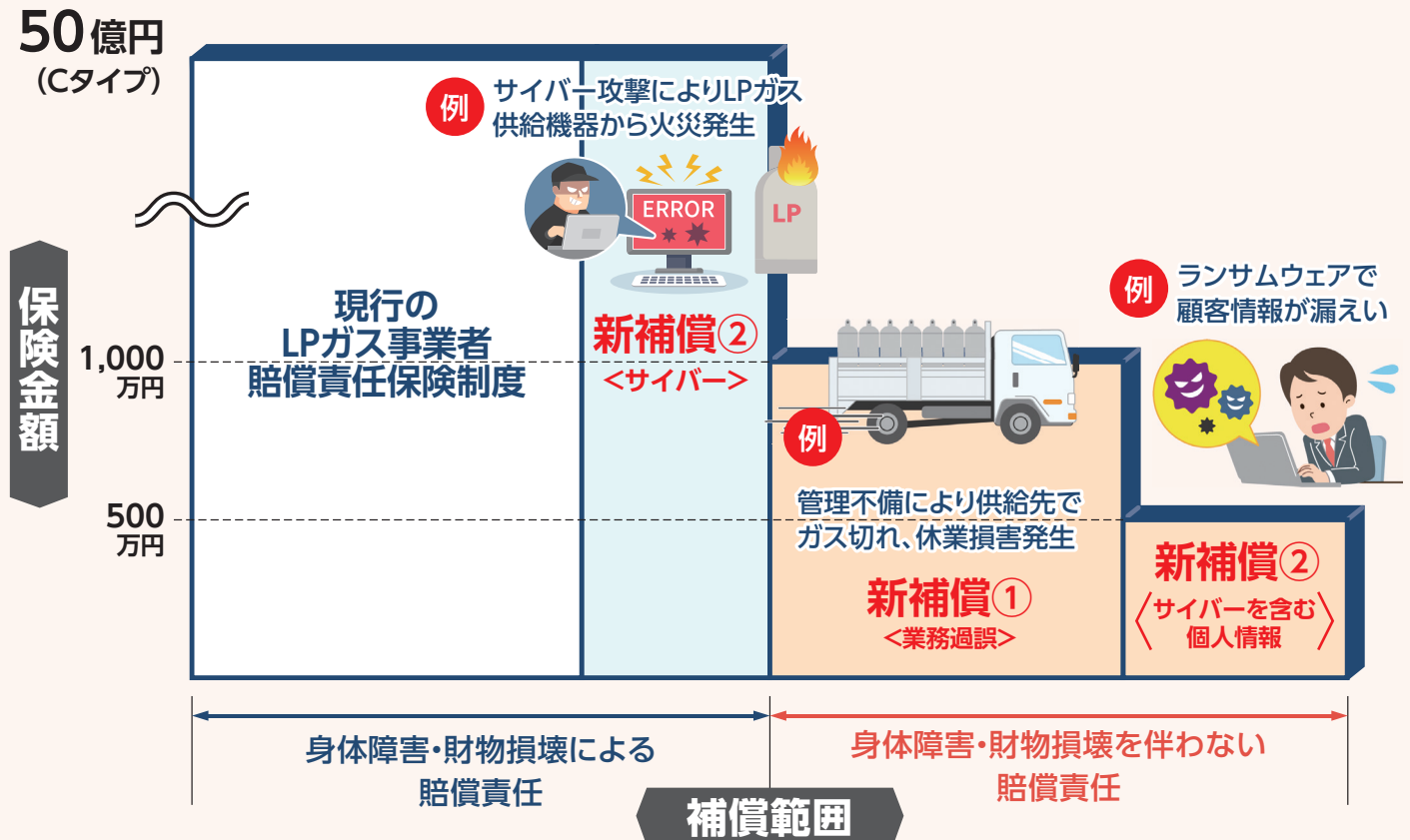
- ①第三者の身体または財物には損傷が無く、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償責任
(詳細は3ページをご確認ください。)
- ②個人情報の漏えい(※)、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償責任
(詳細は4ページ・5ページをご確認ください。)
※現在は、個人情報漏えい賠償特約・サイバーオプションにて補償の対象となります。

料率の改定について

- 本制度改定に伴い、以下のとおり保険料率の改定を行います。
- ・LP賠各制度の基本料率の見直し(平均10%程度の保険料の引き上げ)を行います。
 - ・個人情報漏えい賠償特約およびサイバーオプションの保険料テーブルの見直し(ご契約タイプごとの保険料の引き下げ)を行います。

2024年度『LPガス事業者賠償責任保険制度』

Point 1 基本補償の改定イメージ



Point 2 特約の補償でさらに安心 (追加のご加入が必要です)

LPガス業務以外のリスクにも備えたい

総合賠償特約



労災補償に上乗せしたい

労働災害総合補償特約



情報漏えいに充実した備えを

個人情報漏えい賠償特約 +サイバーオプション



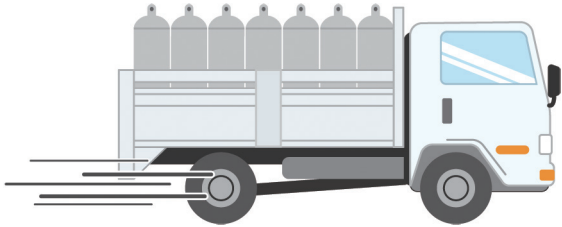
自然災害や盗難にも備えたい

LPガス供給設備機器総合保険 (LPライフNEO)



1. 第三者の身体または財物には損傷がなく、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償責任

【補償の拡充によって、対象となる事故の例】



容器入替の管理に不備があり、供給先の工場においてガス切れが発生したことで、営業停止時間分の休業損失の請求を受けた。



一般家庭において、保安業務の不手際(コックの開け忘れ)によってガスが止まってしまい、クレームが発生した。

現在の制度では、このような身体または財物に損害が無い、休業損害のみの賠償請求や、慣習上のお詫びに要した費用は補償の対象になりません。皆さまのお声を受け、今回の改定において、この点の補償拡充を図ります。

【補償対象】

LPガスの配送遅延によるガス切れ、点検作業の際の誤閉栓による使用不能、LPガス供給機器(LPガスメーター、調整器等)の故障による使用不能について、以下の補償を拡充します。

- ・他人の財物の物理的損傷や紛失を伴わないで発生した使用不能損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害、ならびに被保険者が慣習上のお詫びまたは見舞に要した、見舞品の購入費用を補償します。
- ・他人の財物の物理的損傷や紛失を伴わないで発生した使用不能損害事故の対応に際して、その原因となった仕事の目的物それ自体の損害(作業を再度行う費用)を補償します。

【お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法】

ご加入のLPガス事業者賠償責任保険(販売事業者、受託認定保安機関、ガススタンド、配送事業者)の「お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法」に準じます。

【補償限度額・免責金額】

- ・損害賠償責任に関する限度額(1事故):1,000万円
※上記の限度額に、作業を再度行うために要した費用を含みます。
- ・見舞品の購入費用に関する限度額(1事故):1万円

【保険金をお支払いできない主な場合】

- ① 被保険者の直接の供給先・業務提供先以外に対して発生した損害
- ② 臭気のみ起因して発生した損害
- ③ 地震、噴火、洪水、高潮または津波 など

2. 個人情報の漏えい事故、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償責任事故

【補償の拡充によって、対象となる事故の例】



ランサムウェアによって顧客リストが漏えいしてしまい、顧客から賠償請求を受けた。また、情報漏えいの通知や見舞金の支払いをするために、多額の費用負担が発生した。



サイバー攻撃によってLPガスの配送管理システムが停止。顧客への配送が出来ずに供給先のレストランが1日休業となり賠償請求を受けた。

現在の制度では、個人情報の漏えいに関わる賠償や、サイバー攻撃を受けたことに起因して発生したお客さまと第三者への賠償は補償の対象になりません。皆さまのお声を受け、今回の改定において、この点の補償拡充を図ります。

【補償対象】

1. 個人情報の漏えい事故に関する補償

- ・情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害。日本国内で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
- ・被保険者が事故対応期間内に各種費用(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるもの)に限り、)を支出することにより被る損害。

2. サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償事故に関する補償

サイバーインシデント(※)に起因して発生したお客様・第三者など他人に与えた損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

※サイバーインシデントとは次の事象を言います。

ア. サイバー攻撃により生じた事象

イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象

(ア) 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出

(イ) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限

(ウ) 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。

ただし、(ア)および(イ)を除きます。

(エ) コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。

ただし、(ア)から(ウ)までを除きます。

【お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法】

1. 個人情報の漏えい事故に関する補償

(1) 損害賠償に関する補償

法律上の損害賠償金: 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

争訟費用: 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)

協力費用: 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 個人情報・法人情報漏えい等費用損害に関する補償

人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用等、個人情報漏えい通知費用社告費用、個人情報漏えい見舞費用、法人見舞費用、クレジット情報モニタリング費用、公的調査対応費用、セキュリティ事故、損害賠償請求費用

2. サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償事故に関する補償

ご加入のLP事業者賠償責任保険(販売事業者、受託認定保安機関、ガススタンド、配送事業者)の「お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法」に準じます。

【補償限度額・免責金額】

1. 個人情報の漏えい事故に関する補償

損害賠償責任に関する補償の限度額(1請求・保険期間中):500万円

費用損害に関する補償の限度額(1事故・保険期間中):50万円

免責金額:なし

2. サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償事故に関する補償

ご加入のLP事業者賠償責任保険の補償限度額・免責金額に準じます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

1. 個人情報の漏えい事故に関する補償

LPガス事業者賠償責任保険制度の個人情報漏えい賠償特約における「保険金をお支払い出来ない主な場合」に準じます。

(例)加入者の故意、法令違反、地震・噴火等の自然災害に起因する事故 等

2. サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償事故に関する補償

ご加入のLP事業者賠償責任保険の「保険金をお支払い出来ない主な場合」に準じます。

<お問い合わせ先>

- ・(東日本地区 幹事保険会社)
損害保険ジャパン株式会社 担当:営業開発部第三課 (Tel:03-3349-3820)
- ・(西日本地区 幹事保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社 担当:本店営業第二部営業第三チーム (Tel:03-5233-3178)
- ・(取扱代理店) 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団 (Tel:03-6435-9931)